

横断的事項（その7）

診療報酬に係る事務の効率化・合理化及び診療報酬の情報の利活用等を見据えた対応について③

1. 課題

- 7/12と9/27の中医協総会において、診療報酬に係る事務の効率化・合理化及び診療報酬の情報の利活用等を見据えた対応について、ご議論いただいたが、特に、患者氏名のカタカナ記載及びレセプトに患者の住所地の郵便番号（7桁）を求めることについて、以下のような御意見があった。

主なご意見

- ・ 情報の利活用とあるが、具体的に何に使うのか。
 - ・ 被保険者証に郵便番号を記載すればよいのではないか。
 - ・ 郵便番号やカタカナの情報は、最近のシステムは既に格納しており、システム改修をすればレセプトに記載可能だが、古いシステムの場合はできない。医療機関にとって相当な負担であり、負担とならないようにすべき。
 - ・ 介護レセプトがカタカナだから合わせるとの話だが、漢字しかない医療レセプトとどちらの方に合わせる方がよいか精査すべき。
- こうした御意見を踏まえ、以下のとおり、考え方を整理する。

2. 対応方針（案）

（1）患者氏名のカタカナ記載の追記

① 必要性

- ・ 医療と介護のデータを連結して解析することにより、リハビリテーション、退院時の支援など、医療と介護の連携の状況に関するレセプトベースのデータが月次ベースで把握可能となる。
- ・ また、介護保険事業計画等の策定・評価等に際しても、地域住民の医療・介護ニーズをふまえて両サービスをバランスよく整備するため、医療と介護のデータを連結させた分析・評価が可能となる。
- ・ 情報の精度として、漢字の場合は旧字体など複数の字体があり、表記に揺れが生じる可能性がある。表音文字であるカタカナとひらがなの大きな違いはないが、現在、介護保険台帳はカタカナ表記であり、それを前提としたシステムとなっている。

② 平成 30 年度改定における具体的な対応

- ・ 最近のシステムにはカナ情報が格納されていることから、電子レセプトに対応している医療機関等に対して、レセプトへの患者氏名のカタカナ記載の協力を求める。
- ・ なお、患者氏名のカタカナの記載は、請求とは直接関係がないため、記載がなくても、審査支払機関又は保険者において、保険医療機関等に返戻は行わないこととする。

(2) 郵便番号（患者住所情報）

① 必要性

- ・ 地域医療構想、医療費適正化計画等において、都道府県間・医療圏間の患者の流出入をどのように取り扱うかは大きな課題であり、地域単位の評価を地域の関係者で行うに当たっては、策定段階で見込んだ流出入と実際の患者の流れとの差をできるだけ正確に把握することが必要。
- ・ 郵便番号（患者住所情報）をレセプトに記載すれば、患者の流出入が月次ベースで把握可能となり、地域医療構想、医療費適正化計画等を地域の関係者で評価するに当たり、実際の患者の流れに即した評価を可能とする、有用なデータとなることが想定される。

② 平成 30 年度改定における具体的な対応

- ・ 保険医療機関等において、レセプトへ郵便番号（患者住所情報）を記載するためには、保険者による住所情報の把握と被保険者証への記載が必要。
- ・ また、平成 32 年度に向けて検討されている被保険者番号の個人単位化等との関係もあわせて整理することが適当。
- ・ このため、平成 32 年度改定に向けて検討することが適当。